

令和 6 年度 全日本教職員連盟

役員選考委員会

日 時 令和 5 年 11 月 4 日 (土)
11:30~12:00
〔Web〕

次 第

- (1) 開会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 事務連絡
 - 役員選考委員会の設置
 - 令和 6 年度 役員選挙執行に関する基本事項
 - 令和 6 年度 役員選挙に伴う業務
- (4) 議長選出
- (5) 議事 議長
 - 令和 6 年度 執行体制・役員候補の推薦
 - その他
- (6) 議長解任
- (7) 閉会



美しい日本人の心を育てる
全日本教職員連盟

令和6年度 役員選考委員会

単位団体名	職 名	氏 名
青 森 教 協	会 長	神田 昌彦
栃 教 協	会 長	熊倉 孝郎
栃 管 協	会 長	富山 篤
千 教 連	会 長	山本 正義
岐 学 組	執 行 委 員 長	星野健太郎
和 高 連	執 行 委 員 長	藤田 浩二
島 教 協	会 長	吉田 修
山口県教連	委 員 長	金子 孝司
徳 教 団	委 員 長	喜多 政博
香 教 連	委 員 長	高木 俊彦
高 教 連	委 員 長	鈴江 暢朗
福岡教育連盟	執 行 委 員 長	山内 省二
佐 教 連	執 行 委 員 長	佐志 健
宮 教 研 連	会 長	永井 章造

事 務 局	委 員 長	前田 晴雄
事 務 局	事 務 局 次 長	弘瀬 雅一 (選挙事務担当)

□ 事務連絡

※ 役員選考委員会の設置については、第 89 回評議員会で承認済み。

1. 目的

役員選挙執行にあたって、組織内の円滑な運営を図るために、令和 6 年度役員立候補選出団体都道府県又は単位団体を決定する。

2. 出席者

- (1) 令和 5 年度全日教連会費納入者数 150 名以上の単位団体代表者
- (2) 令和 5 年度全日教連役員選出団体代表者またはその被委任者
- (3) 全日教連委員長、事務局選挙事務担当者

3. 令和 6 年度役員選挙に伴う業務

5 月評議員会及び第 1 回選挙管理委員会にて決定済み。

(1) 選挙の方法

代議員の現地一斉投票

(2) 選挙管理委員会の設置

業務 令和 6 年度役員選挙の執行

【選挙管理委員 4 名】

東北・関東信越ブロック

◎選挙管理委員長

松原 伸夫（栃管協）

中部・近畿ブロック

○選挙管理委員長職務代理

横幕 将成（岐学組）

中国・四国ブロック

田渕由起子（徳教団）

九州ブロック

成守 靖（長教協）

【開票立会人】

東北、関東信越、中部・近畿ブロック

河端 秋人（富教協）

中国・四国、九州ブロック

山内 省二（福岡教育連盟）

(3) 選挙業務の日程

第1回選挙管理委員会 ※ 第40回定期大会終了後	令和5年6月11日(日)
役員選考委員会	令和5年11月4日(土) Web
役員選挙告示	令和5年11月24日(金)
立候補者公示の1カ月前までに(役員選出規定第9条)	
立候補締切	令和5年12月18日(月)
立候補者公示 投票日の4週間前の一定期日(同第12条)	令和5年12月22日(金)
選挙人(代議員)氏名報告締切 投票日の20日前までに(同第13条) ※4日(木)朝に郵便受確認	令和6年1月3日(水)
投票用紙送付(選挙人宛) 投票日の5日前までに(同第13条2)	令和6年1月12日(金)
投票締切(当日消印有効) 投票日は開票日の5日前に(同第18条)	令和6年1月23日(火)
第2回選挙管理委員会(開票)	令和6年1月28日(日)
当選通知発送	令和6年2月8日(木)
公表	令和6年3月10日(日) 〈全日教連教育新聞3月号に掲載〉

- ※ 選挙人(代議員)の数は、選挙告示日現在の会費納入者数により決定する。〈全日本教職員連盟規約第10条〉
代議員は、単位団体の構成員250名までを1名とし、それ以上は500名につき1名の割合で選ぶ。ただし、端数については250名を越えた場合1名を追加する。

4. 令和6年度役員選挙に関する基本的事項

〔令和6年度執行体制〕

役職名	規約における定員	令和5年度定員	令和6年度定員
委員長	1名	1名(専従)	1名()
副委員長	若干名	6名(非専従6)	名()
事務局長	1名	1名(専従)	1名()
事務局次長	若干名	2名(専従)	名()
執行委員	若干名	14名(非専従)	名()
監査委員	3名	3名(非専従)	3名()

□ 議事 1

○令和6年度執行体制・役員候補の推薦

委員長	1名	【	】	
副委員長	若干名	【	】【	】
	令和5年度：6名	【	】【	】
	令和6年度：6名	【	】【	】
事務局長	1名	【	】	
事務局次長	若干名	【	】【	】
	令和5年度：2名			
	令和6年度：2名			
執行委員	若干名	【	】【	】
		【	】【	】
	令和5年度：14名	【	】【	】
	令和6年度：14名	【	】【	】
		【	】【	】
		【	】【	】
		【	】【	】
監査委員	3名	【	】【	】
		【	】	

□ 議事 2

○ その他

関係資料

全日教連役員等の選出に関する規定

(規約からの委任)

第1条 この規定は、全日本教職員連盟規約第35条に基づき役員等の選出に関して定める。

(目的)

第2条 この規定は、全日教連役員選挙の業務を円滑に進めるために定める。

(立候補制)

第3条 選挙は立候補制を原則とする。

2 立候補者は、単位団体の会員または役員であり、単位団体または各専門部の推薦を受けたものでなければならない。

(選挙)

第4条 次期の選挙は、1月または2月中に、大会もしくは代議員の一斉現地投票によって行う。

2 選挙は代議員の直接無記名投票による。

(選挙の方法)

第5条 選挙を大会で行うか、代議員の一斉現地投票で行うかは、選挙に先立って行われる評議員会で決定する。

(選挙管理委員会の設置)

第6条 選挙に当たっては、選挙管理委員会を設ける。

(選挙管理委員会の構成)

第7条 選挙管理委員会の構成は、そのつど評議員会によって決定する。

(業務)

第8条 選挙管理委員会は、告示より開票までの業務を執行する。

(告示)

第9条 選挙管理委員会は、立候補者、推薦候補者の受付開始日を単位団体に選挙期日の1月前までに告示しなければならない。

(立候補届)

第10条 立候補者は、所属単位団体の承諾を得て立候補届(別表1)を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(推薦候補届)

第11条 推薦候補の届出は、所属単位団体または専門部が本人の承諾を得て、推薦候補届(別表2)を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(選挙公報と再公示)

第12条 選挙管理委員会は、候補者届締切と同時に広報を作成し、投票日の4週間前の一定期日に、単位団体に候補者を公示しなければならない。

2 立候補者が定員に満たない場合は、満たない役職について直ちに再公示を行い選挙期日の前日までの届出を認める。

(代議員投票)

第13条 単位団体は全日教連規約第10条に定める代議員を選挙人名簿(別表3)に記し、投票日より20日前までに、選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 選挙管理委員会は、所定の投票用紙及び封筒を各選挙人の自宅宛て、投票日の5日前までに届くよう発送しなければならない。

(開票)

第14条 選挙管理委員会は、特別大会もしくは評議員会より選ばれた立会人の立会を得て開票する。

(当選者及び決選投票)

第15条 当選者の決定は、有効投票の多数を得た者から順時決定する。

2 得票数が同数の場合は、その者についての決選投票を行う。

(当選者の得票数)

第16条 定員1名の選挙については、有効投票総数の2分の1に満たない場合は当選できない。

2 定員2名以上の選挙については、有効投票数による総得点数を定員で割ったものの2分の1に満たない得点数の場合は当選できない。

(信任投票)

第17条 候補者が定員を越えない場合は、信任投票を行う。

2 信任投票は、無記名一人一票により候補者個々について行い、この規定第16条により当選を決める。

(開票日)

第18条 代議員の一斉現地投票による選挙の開票は、投票日より5日後とする。

(大会での投票)

第19条 大会での選挙は、投票用紙交付券(別表4)と引き替えに投票用紙の交付を受け投票する。

(投票用紙)

第20条 選挙は、投票用紙(別表5)に、候補者の氏名を明瞭に記載する。

(信任投票用紙)

第21条 信任投票の場合は、候補者の氏名を記載した信任投票用紙(別表6)により行う。

(無効投票)

第22条 次の各号の1に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙以外の用紙に記載したもの。
- (2) 広報記載の候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 記載された氏名が判別困難なもの。
- (4) 候補者の氏名以外の文字または符号を記載したもの。
- (5) 所定の時間に投票しなかったもの。

(無効投票の判定)

第23条 無効投票の判定に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で決める。

(選挙運動)

第24条 次の選挙運動はしてはならない。

- (1) 選挙広報による挨拶及び推薦状以外の個人または単位団体等の文書による選挙運動。
- (2) 大会場の内外に選挙に関する文書または絵画等を配布、貼付もしくは記載すること。

(補欠選挙)

第25条 当選者が失格し、あるいは欠員ができた場合は、補欠選挙を行う。

2 補欠選挙は、評議員会で行い、その際の選挙の方法は、大会における選挙の方法に準ずるものとする。

(細則)

第26条 この規定を運用するために必要な細則は、選挙管理委員会で協議し、執行委員会で定める。

(規定の改廃)

第27条 この規定は、評議員会の議決を経なければ改廃できない。

附則

この規定は昭和59年2月26日より実施する。

委任状

全日教連役員選考委員の権限を、令和6年度
全日教連役員選考委員会に委任いたします。

以上

令和5年 月 日

団体名 _____

氏名 _____ 印